

DSM FOOD SPECIALTIES B.V. 一般販売契約書

売主（以下に定義）は本契約書に基づき、顧客（以下に定義）の定める購入条件の適用を認めないものとします。本一般販売契約書は責任限定や免責事項を含みます。

1. 総則

1.1 本一般販売契約書（以下「契約書」）は、DSM Food Specialties B.V.（以下「売主」）またはその代理による、すべての製品および／またはサービス（以下「製品およびサービス」）は単独、または併せて「製品」の顧客（以下「顧客」）への提供、販売、納入に適用されます。また売主と顧客の両当事者間における同様の取引に適用されます。

1.2 本契約書は製品の販売および納入に関して、当事者間で事前に交わされた口頭および書面による見積り、通信、合意、了解に優先するものとします。また、発注に関して顧客の設定したいかなる契約条件、および顧客の提供したその他の契約条件に優先して適用、または優先するものとします。売主側から顧客の設定した契約条件に対する異議申し立てがなくとも、これにより売主は顧客の契約条件に同意したとみなされる一切ありません。売主の業務の開始、および製品の納入のいずれも、顧客の契約条件への合意とみなされることはありません。本契約書の内容が顧客の契約条件と異なる場合、本契約書およびその締結後に売主またはその代理によって交わされる通信または取引（製品の発注確認および納入を含むが、これに限定されませんが）、顧客の提供した契約条件に対するカウンターオファー、および非合意を示すものとみなされます。売主からの製品の納入を承諾する顧客からの通信および行為、および売主からの納入品の受領は、顧客が本契約書に単純承認したものとみなされます。

1.3 本契約書は売主と顧客との間で正式に作成された書面による合意によってのみ、変更または免除の措置が行われるものとします。

1.4 本契約書を基とした契約の締結により、たとえ明示的に別段の定めがされていなくとも、顧客は第 11 条に記載されている契約内容を今後の取引において適用することに合意するものとします。売主は定期的に本契約書の更新および／または修正を行い、更新や修正内容を顧客に通知した時点から、または更新や修正が行われた契約書を顧客へと送付した時点から、改訂版の契約書が売主と顧客との間で交わされるすべての取引に適用されるものとします。

1.5 売主と顧客との間で交わされる電子通信はすべて「文書」および／または「書面による」資料とみなされます。また売主の利用する電子通信システムのみが、こうした電子通信の内容、送信日時、受信の証明として適用されるものとします。

2. 見積書、発注、確認書

2.1 売主によって作成された見積書は、その形式にかかわらず、売主を拘束するものではなく、顧客の注文を受け付ける用途でのみ使用されるものとします。売主の発行した見積書はすべて、通知なしに取り消し、および変更されることがあります。売主が文書（「売主の確認書」）を受注を受諾するまで、発注は確定されません。売主はその理由を開示することなく、受注を拒否する権利を有しています。

2.2 推定や予測の発注量に基づいた見積りについては、特定の期間における実際の購買量が推定量や予測量よりも少なかった場合、価格が値上げされることがあります。

2.3 売主の従業員、役員、代理人、および／または代理店が作成した取引明細書および契約書は、正式の権限を有する売主の代表者が承認を行ったのみ、または文書として作成したものである場合においてのみ、売主に対して拘束力を持つものとします。

2.4 第 7.3 条に記載されているケースを除いて、顧客に提供された見本はすべて、情報提供としての用途でのみ使用され、明示的または暗示的に、質、説明、性能性、特定目的との適合性または適応性などの点を含む条件や保証を提示するものではありません。顧客はこの点を十分に理解した上で、発注を行うものとみなされます。

2.5 納入についてはそれぞれ個別の取引とみなされ、引き渡しの不履行が発生しても、その他の納入には影響しないものとします。

3. 価格

3.1 売主の製品に関する価格や通貨は、売主の確認書において設定されるものとします。別に合意がなされている場合を除き、売主の提示する価格には基本の梱包料を含みますが、付加価値税（VAT）またはその他適用される同様の税金、関税、課税、手数料など、製品やその納入に関する政府による賦課（以下「税金」）はこれに含まれません。顧客に対する製品の販売に関連して発生した税金はすべて、顧客が負担するものとします。売主から顧客に対して、各請求書にその金額を追加、または個別に請求書を発行するものとします。売主が値引きを承諾した場合、売主の確認書にその旨を明示し、そこに明記された納入品のみ適用されるものとします。

3.2 売主の確認書において価格が固定されている場合を除いて、価格設定要因に値上がりが発生した場合、売主は未納入の製品価格を上げる権利を有します。ここでの価格設定要因とは、原料および副原料、エネルギー、売主が第三者から取得する製品、資金、給与、社会保険料、政府関係費用、運送料、保険料などを含みますが、これに限定されません。こうした要因に値上がりがあった場合、売主は顧客に通知するものとします。

4. 支払および顧客の信用

4.1 売主の確認書において明示的に別段の定めをした場合を除き、支払は現金払いを基本とし、製品の請求書の日付から 30 日以内に、請求書に指定された銀行口座へ振り込むものとします。また支払にあたって、請求金額から税金を差し引いたり、相殺、反訴を一切しないものとします。

4.2 製品価格の支払いに関しては、期限厳守とし、売主の他のいかなる権利を損なうことなく、売主は支払遅延に対して年利 12%、または年率に関する適用法律の下、一般相場の 1.5 倍の利率のいずれから、より高い利率を課すことができるものとします。ただし、これは適用法律の下で認められている最大の年率を超えないものとします。支払遅延に対する遅延利息は払金期日を過ぎた日から未払金が全額支払われるまで、日割り計算で課せられます。未払金の回収のために売主側で発生した費用および出費（また弁済費用、専門家への費用、訴訟費用、訴訟に関わるその他の費用を含むがこれに限定されない）は、顧客が負担するものとします。

4.3 顧客からの支払いは、顧客の同意が得られなくとも、最初に裁判費用および裁判外費用、またその利息に充てられ、その後最も古い請求権高さから差し引かれるものとします。

4.4 請求書に関する申し立ては、請求書の日付より 8 日以内に売主に通知することとします。それまでに申し立ての無い場合は、顧客は請求書の内容を承諾したものとみなされます。

5. 納入および受領

5.1 売主の確認書において明示的に別段の定めをした場合を除き、製品の納入は売主の生産施設において製品を引き渡す出荷工場（EXW）とします。EXW の定義に関しては、製品納入時点で、フランスの国際商業会議所が設定するインコタームズ（INCOTERMS）の最新版に記載されている条件を適用するものとします。製品の引き渡しにおいて、顧客が製品の受領を行ったものとします。

5.2 売主の確認書において明示的に別段の定めをした場合を除き、売主の提示する納入日は予定される期日であり、確定されたものではありません。売主は、売主の確認書に記載されている製品の一部分のみを納入し、個別に請求する権利を有します。いかなる場合においても、売主は納入の遅延に対する責を負わないものとします。納入遅延によって、納入品を受領する顧客が免除されることはありません。また売主の確認書に記載された数値と実際の納入量と異なる場合においても、顧客の製品受領の責任が放棄されることはありません。その場合売主の確認書に記載されたレートを基に、供給された数量に応じた支払が顧客に義務付けられます。

6. キャンセル

6.1 顧客側の不当な製品の非受領や拒否、キャンセルや売主の確認書の否認に対して、売主は顧客側に製品の費用、およびそのような行為によって生じた、次に挙げるような損害に対する費用を併せて、請求する権利を有しています。

(i) 売主が製品を第三者に適正に再販することができなくなった場合、その製品の価格、および

(ii) 売主が製品を第三者に再販することが可能な場合、またはこうした損害に対して法律による規定がない限り、約定損害賠償に対する製品の 50%に達する金額

7. 検査および仕様の適合性

7.1 製品の納入時および出荷、使用、処理、輸送、保管、販売（以下「使用」）時において、顧客は製品を検査し、供給された製品が契約上の要件を満たしていることを確認することとします。

7.2 製品納入時の適正な検査によって発見できる明らかな欠陥、欠損、欠品に関する情報は納入日から 7 日以内、その他の苦情に関しては問題が明らかになった日から 7 日以内に、書面に申し立てを行うものとします。ただし製品の納入日から 6 月を経過したものに関しては、申し立てを受け付けません。製品の使用または処理を行った場合は、製品を無条件に承認したものとみなされ、製品に関する申し立てを行う権利を放棄したものとみなされます。

7.3 売主の確認書に記載されている、両当事者が同意した仕様書、または同意した仕様書が存在しない場合には、製品の納入時に売主が所持している最新の仕様書（以下「仕様書」）の条件を、供給された製品が満たしているかどうかの確認は、売主が所有する見本、または記録を使っのみ分析を行うものとします。売主が使用する分析方法に従って生産が行われた製品は生産工程から採取するものとします。売主が書面に返品に同意し、返品の手続きを行った製品に関しては、売主が指定した場所へ、顧客の責任の下、売主に返却されるものとします。

7.4 売主の確認書に記載されている製品の一部分に欠陥があっても、顧客は供給された製品すべての受領を拒否する権利を有しません。もし何らかの苦情があったとしても、第 4 条に定義されている通り、顧客の支払の義務に何ら変更はありません。欠陥品に関する通知を受けた時点で、売主側が指摘を受けた問題が見つけられないことを確認および／またはこれについての反論ができるまで、または問題が完全に解消されるまで、売主は以降の納入を中止できる権利を有します。

8. リスクの移行および所有権

8.1 製品のリスクは製品の納入時に顧客へ移行されるものとします。

8.2 顧客の支払遅延のために納入が保留となっている製品、および不当な理由で顧客側が納入を拒否、または受領しなかった製品に関しては、顧客のリスクおよび負担の下、売主が保持および保管を行うものとします。

8.3 売主が利息、手数料、費用その他のすべての間接費を含む、製品の代金を全額受領するまで、製品の所有権は顧客に移行されず、製品の法的所有権および受益所有権は売主が保持するものとします。

8.4 第 16 条に基づき契約の終了が発生した際には、売主の他のいかなる権利を損なうことなく、売主は直ちに製品の返送を求め、所有権留保を行使できる権利を有します。

8.5 製品の支払完了前でも、顧客は製品を通常の業務で必要とされる範囲内でのみ使用する権利を有します。また可能な限り、

(i) 製品を明確に分かるよう、個別に保管し、

(ii) 売主に通知し、

(iii) 製品に適切な保険をかけるものとします。

9. 製品保証

9.1 売主は納入時点で、製品が仕様書に準拠していることを保証します。製品が保証条件を満たしていない場合、本契約書の第 7 条の定めに従い、売主はその自由裁量により、妥当な期間内に無料で、製品の修理または交換を行うか、請求書に記載されている製品価格分を返金するものとします。これにより、**売主は、製品の修理、交換、または返金のみをその義務として負うこととします。**

9.2 妥当な期間内に製品の非適合性に関する申し立てを受けた場合にも、売主に修理、交換、または返金を行う義務が発生するものとします。さらに該当する場合、製品の返却は第 7 条の定めに従って行うものとします。**上記に明示した保証は唯一かつ排他的な保証であり、その他の保証、表明、条件、その他の条項は、明示的、黙示的にかかわらず、また制定法上、契約上のいずれにかかわらず、これを保証しません。ここで言う保証には、市販性、特定目的との適合性または適応性、製品の知的所有権を侵害しないことの保証を含みますが、これに限定されません。**

10. 責任制限

10.1 製品およびその使用に起因する、またはこれに関連して発生した損害への申し立てに対する売主の責任は、いかなる場合においても、対象となっている製品に対する顧客の支払額を超えないものとします。いかなる場合においても、売主は顧客またはその他の当事者の特殊的、直接的、偶発的、間接的、付随的、懲罰的損害、損失、費用、出費に対する一切の責任を負いません。これは保証違反、契約違反、虚偽の陳述、過失に起因する、またはこれに関連して発生した営業権、売上または利益の損失、ストライク、生産障害、他の製品障害による損害を含みますが、これに限定されません。

11. 不可抗力

11.1 いずれの当事者も、当事者が適切に制御することのできない不可抗力事由によって起こった、相手方に対して果たすべき業務の遅延、制限、妨害、不履行に起因する、またはこれに関連して発生した損害、損失、費用、出費に関しては責を負わないものとします。ここでこの不可抗力事由には不可抗力、法律、規則、条例、規制、法的措置、統治行為、またはその他の行政措置、裁判命令や判決、地震、洪水、火災、爆発、戦争、テロ、暴動、妨害、事故、伝染病、ストライク、ロックアウト、サボタージュ、労働争議、必要な労働力や原料の確保における障害、交通手段の欠如や障害、工場や基幹設備の故障、緊急の故障修理、公共設備の不備や故障、供給業者や下請業者からの納入遅延や製品の欠陥（以下「不可抗力」）などを含みますが、これに限定されません。

11.2 不可抗力が発生した場合には、当事者は相手方に直ちにその旨を書面に通知し、不可抗力の原因や、売主の確認書に基づいた業務の履行に及ぼす影響が何らかの形で具体的に記すこととします。遅延の場合には、不可抗力の発生によって生じた時間損失と同様の期間の延長が認められるものとします。ただし、不可抗力による状態が継続し、両当事者が合意した納入日を 2 月以上経過すると見込まれる場合には、いずれの当事者も相手方への一切の責を負わずに、売主の確認書の中で不可抗力による影響を受ける箇所を解約できる権利を有します。

12. 変更、情報、補償

12.1 特定の期間または製品の数量に関する条件が両当事者間の間で合意され、仕様書で確定されている場合を除いて、売主は仕様書、製品の構成および／または製造、製品の生産および／または製造に使用する材料や、通知なしに製造、変更、修正する権利を有しています。売主のカタログ、仕様書、その他売主がウェブサイトで配信または発行している製品に関する説明資料に記載されているデータもこれに従い、通知なしに適用、変更されることを顧客は理解するものとします。仕様、製品、およびその使用に関連したいかなる声明、表明、推薦、アドバイス、見本、また売主からのその他の情報は、顧客の便宜のみとして提供されるものとします。

12.2 製品と顧客側でのその使用に際して、顧客は独自の専門知識、ノウハウ、判断のみを用い、活用するものとします。売主から得た情報の一部は顧客が製品に適用される場合には、顧客の意思によるものとします。売主が相談に応じたことにより、新たな義務が追加されることはありません。適合性や製品の使用に関して提供された詳細や情報が拘束力や保証は無く、売主はこうした相談に基づく責任を一切負わないものとします。**顧客は製品、顧客の使用、および／または売主またはその代理から提供された情報の顧客による使用や適用に起因する、またはこれに関連して発生した損害、損失、費用、出費、苦情、要求、責任に対する補償を行い、売主はその責を負わないものとします。**

13. 法令および規格遵守

13.1 売主の確認書または仕様書において明示的に別段の定めがない限り、売主は製品が法律、規則、条例、規制、規約、規格に準拠しているという約束、または表明はしないものとします。顧客は製品の使用に際して、法律や規格の下、要件や責任が課せられる可能性があるというを理解するものとします。顧客は、(i) 対象となる製品の使用に関連した法律や規格に準拠していることを確認し、(ii) 使用に必要な許可、承認、認可を得ることに対し、排他的責任を持つものとします。

14. 独立契約者

14.1 売主および顧客は独立した契約当事者であり、本契約書に基づき両当事者の関係は、本人または代理人としての関係ではないものとします。いかなる場合においても、一方の当事者から第三者に対する販売または義務に関して、相手方が責を負うことはありません。

15. 譲渡禁止

15.1 両当事者のいずれも、相手方への書面による事前承諾なしに、売主の確認書にある権利や義務を譲渡することはできません。ただし、いずれかの親会社、子会社、関連会社、または第三者が売主の資産全体または主要部分、あるいは製品に関連する事業を取得した場合に限り、権利または義務の一部または全体を譲渡することができるものとします。

16. 契約の停止および終了

16.1 (a) 顧客が売主に対する業務の履行を怠った場合、または (b) 売主が顧客の売主への業務の履行に関して合理的な疑いを持つ場合、および予定されている納入日前、およびいかなる場合でも要求があつたら 30 日以内に、売主に対して顧客の業務履行を確保する適切な保証を提供することができなかった場合、または顧客が支払不能に陥り、期日内の負債の支払が不可能な場合、清算手続きに入る場合（再建または合併の目的以外で）、倒産手続きが行われた場合、または顧客の資産のすべて、または主要部分に関して買手が任命された場合、会社更生法の手続きが開始された場合、債権者に対して資産を譲渡する場合には、売主の他のいかなる権利を損なうことなく、売主は書面に顧客に通知し、直ちに、

DSM FOOD SPECIALTIES B.V. 一般販売契約書

売主（以下に定義）は本契約書に基づき、顧客（以下に定義）の定める購入条件の適用を認めないものとします。本一般販売契約書は責任限定や免責事項を含みます。

- (i) 既に納入された未払い製品の返品および差し押さえを要求することができます。そのため顧客は、本契約書において、製品が保管されている、または保管されていると思われる敷地内に売主が入居することを許可する取消不能の権利および許可を売主に与えることとします。また製品の回収にかかった費用すべてを、顧客が負担するものとします。さらに／または、
- (ii) 顧客が現金前払いで支払を行う、または支払を保証する適切な確証を売主に提供することがない限り、訴訟を行うことなしに、未払いの納入品に対する業務の中止、または売主の確認書の解約を行うことができます。こうした契約の中止や解約に起因する、またはこれに関連して発生するいかなる責任も、売主は負いません。
- 16.2 たとえ(i) および／または (ii)のようなケースに陥っても、請求権残高には支払の義務があり、顧客に納入され、売主に差し押さえされなかった製品に関して直ちに支払が求められます。
17. **権利放棄**
- 17.1 いかなる場合においても、本契約の条項に対する売主の不履行が、契約の条項または条件を遂行または実行する権利を、売主が放棄したことになるとはみなされません。またこうした取り決めの実行における遅延、不履行、不作為が、売主の権利に何ら影響を与えることはありません。顧客の何らかの義務を放棄したとしても、それが以前に生じた、もしくは後に生じる別の義務を、売主が放棄したとはみなされません。
18. **契約の分離および転換**
- 18.1 本契約の一部の条項が無効、または法的強制力を持たないこととされた場合でも、両当事者間で取り決められた残りの条項の有効性または法的強制力に関しては、いかなる場合でも、影響は生じないものとし、そこから分離されるものとします。無効または法的強制力を持たないこととされた関連条項は、法律で許される限り最大の範囲内で、本来の条項が持っていた法的および経済的目的を満たす条項へと改正されるものとします。
19. **出訴期限**
- 19.1 顧客が売主に対して訴訟申し立てを行う場合には、先に最初に問題が明らかになってから 30 日以内に、売主に対する苦情の申し立てを書面で通知することが求められます。また書面による通知を行ってから 12 カ月以内に、訴訟を開始することが求められます。
20. **準拠法および裁判管轄権**
- 20.1 売主の確認書および／または本契約書に起因する、またはこれに関連して発生した発生両当事者の権利および義務は、法の抵触に関する原則の適用を除いて、オランダの法律に基づいて準拠し、理解され、解釈され、実施されるものとします。国際物品売買契約に関する国連条約（CISG）の適用は排除されるものとします。
- 20.2 いずれかの当事者による裁判、訴訟、または法的手続きは、本契約書にこの条項が加えられていない場合、売主が管轄の裁判所に同様の訴訟を起こす権利を損なうことなしに、オランダの管轄裁判所によってのみ行われることを両当事者が合意するものとします。また本契約書において、両当事者はこうした裁判所の管轄に服することに合意し、現在または今後、裁判、訴訟、法的措置を行う場所に関して異議を申し立てる権利を放棄します。
21. **権利の存続**
- 21.1 両当事者の権利および義務は、両当事者、その承継人、承諾を得た譲受人、取締役、役員、従業員、代理人、法的代理人に対して拘束力があり、またその利益はこれらの者に帰属します。いかなる理由であっても、両当事者の一つまたは複数の権利および義務の取消によって、取消後も有効性を継続するとされる本契約書の条項に影響が生じることはないものとします。
22. **表題**
- 22.1 本契約書の表題は、参照目的として使用され、契約書の説明や解釈に影響を与えることはありません。
23. **知的所有権**
- 23.1 製品の販売および／または納入によって、第三者の知的所有権を侵害する可能性について、売主は確認を行っていません。売主はこれにより発生した損害や損失に関する責任を一切負いません。
- 23.2 明示されている場合を除き、製品の販売によって製品の構成および／または適応に関する知的所有権をライセンスすることはありません。また**単独での使用、他原料と組み合わせでの使用、処理工程での使用など、その使用方法にかかわらず、製品の輸入および／または使用によって発生した、知的所有権の侵害に関するすべてのリスクは顧客が負うもの**とします。

本契約書はオランダ、ハーグ/ランデン商工会議所の商標登記所に登録されています。登録番号 27235314

本契約書は 2005 年 1 月 1 日より有効であり、通知なしに変更が加えられることがあります。本契約書の最新版は WWW.DSM-FOODSPECIALTIES.COM でご確認ください。

本契約書は英語版のみが正本であり、他の言語への翻訳によって矛盾が生じた場合は、正式な英語版の契約書が優先されます。